

令和6年10月2日

居宅サービス事業所の管理者 様
介護予防サービス事業所の管理者 様
地域密着型サービス事業所の管理者 様

佐渡市高齢福祉課長

介護保険事業者指定関係手続きのオンライン化について(通知)

令和5年3月に介護保険法施行規則の一部を改正する省令が公布され、介護保険事業者の文書に係る事務負担の軽減のため、指定申請等の手続きは、厚生労働省の「電子申請届出システム」(以下、「国電子申請システム」という。)により提出すること、申請・届出は国の示す標準様式例を使用することが原則化されたところです。(令和6年4月1日施行。)

以上を踏まえ、佐渡市では、令和6年10月より介護保険事業者指定に関する手続きをオンライン化することとしましたので通知します。令和6年10月2日(水)以降、佐渡市へ提出する申請及び届出については、下記の事項にご留意いただき、電子申請により提出いただきますようお願いいたします。

なお、電子申請システムを使用するには「G Biz ID」の取得が必要となりますので、各事業所で準備が整い次第、電子申請で提出をお願いいたします。それまでの間は書面での提出も可能とします。

記

1 電子申請・届出の開始時期 令和6年10月2日(水)

2 国電子申請システムによる電子申請(申請・届出書類の提出)について

(1) 電子申請の対象とする手続

- ・新規指定申請
- ・指定更新申請
- ・変更届出
- ・再開届出、廃止・休止届出
- ・介護給付費算定に係る体制等届出(加算届出)
- ・老人福祉法の届出等(届出先が佐渡市の場合に限る。)

(2) システム操作方法

システムの操作方法については、県ホームページから操作マニュアル等を参照してください。

新潟県ホームページ「介護事業者指定手続きのオンライン化について」

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kourei/kaigodenshi.html>

(3) 国電子申請届出システム

以下の URL からアクセスしてください。システムの使用にあたっては、事前に G Biz ID の取得が必要です。(G Biz ID の取得については、下記4を参照。)

厚生労働省 電子申請届出システム

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

3 手数料の納付について

新規指定申請、指定更新申請にかかる手数料の納付については、今までと同じく市が発行する「納入通知書(納付書)」により、指定の金融機関で納付していただきます。申請受付後、納入通知書を送付しますので、期限までに納付をお願いします。

4 GビズIDの取得について

国電子申請システムの利用にあたっては、GビズIDが必要です。GビズIDをお持ちでない場合は早めのご準備をお願いいたします。(書類審査等に2週間程度かかることがあります。)

新潟県ホームページ「介護事業者指定手続きのオンライン化について」

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kourei/kaigodenshi.html>

5 その他

インターネットが利用できない等のやむを得ない事情がある場合は、ご相談ください。

佐渡市高齢福祉課介護保険係

電話：0259-63-3790

FAX：0259-63-5121

Mail：h-korei@city.sado.niigata.jp